注１　該当する□にレ印を付けること。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ　法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　法第27条の20の５において準用する同法第20条第３項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑷　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること。

⑶　③の欄は、法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

⑷　④の欄は、法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項又は第３項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

４　３の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

⑵　②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有の欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。